

## ◆保険料の納付について

平成30年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書となりますので納期限までの納入をお願いします。

## ◆被保険者証の更新

被保険者証が8月1日に更新されます。色は水色です。7月末にお送りしますので届きましたら記載内容をご確認ください。

## ◆一部負担金の割合変更

毎月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合(1割または3割)の見直しを行います。ご自身の負担割合は、新しい被保険者証でご確認ください。

## ◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費等が軽減されます。

- ・現在減額認定証をお持ちで8月以降も対象の方には、7月下旬に新しい証をお送りします。
- ・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持って手続きをお願いします。  
課税所得が145万円以上690万円未満の方について8月から「限度額適用認定証」の交付がはじまります。詳しくは広報6月号をご覧ください。

■問い合わせ/長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556

# 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

## ◆平成30・31年度の保険料率が決まりました

- 被保険者均等割額 54,394円 (平成28・29年度から据え置き)
- 所得割率 11.42% (平成28・29年度から据え置き)

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆様方に負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、平成30・31年度の保険料率については、平成28・29年度から据え置くこととなりました。

### 保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\boxed{\begin{array}{l} 1人あたりの \\ 年間保険料 \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} 1人あたり定額の保険料 \\ (被保険者均等割額) \\ 54,394円 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} 所得に応じた保険料 \\ (所得割額) \\ 賦課基準額 \times 11.42\% \end{array}}$$

- 賦課基準額とは、総所得金額(公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額)、山林所得金額、土地等の譲渡にかかる所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は62万円です。

### 保険料の軽減

平成30年度から2割及び5割軽減の対象者が広がります。

#### 【被保険者均等割額の軽減】

・世帯主及び被保険者全員の総所得金額等の合計額(※)により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額
9割	5,439円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)
8.5割	8,159円	33万円以下で9割軽減の基準に該当しない
5割	27,197円	33万円 + 27.5万円(改正前27万円) × 被保険者数 以下
2割	43,515円	33万円 + 50万円(改正前49万円) × 被保険者数 以下

※65歳以上の方で公的年金所得がある場合、公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

#### 【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

・後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

#### 【所得割額の軽減が廃止されます】

・制度の持続性を高めるため、また、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年度からは、所得割額の軽減措置が廃止となります。

(注)保険料の軽減は、その年度の4月1日(4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日)時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいる場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減判定ができませんので、必ず所得申告をお願いします。

### ◆募集要項

- ・市販のハガキ又はハガキサイズの紙を使用し、200字以内にまとめてください。
- ・文字、イラスト等、表現方法はオリジナルであれば自由です。
- ・ハガキの表に、応募者の氏名、フリガナ、住所、電話番号、年齢(年齢のみ未記入可)を明記してください。
- ・応募数の制限はありませんが、ハガキ1枚につき応募作品は1点とします。
- ・メールでの応募も可能です。(アドレス:nankoku@kochi-shokokai.jp)  
※メール部門単独の表彰はありません。

詳しくは、南国市商工会ホームページ

(<http://www.kochi-shokokai.jp/nankoku/>)  
をご覧ください。

◇締切り：平成30年7月1日～12月31日 ※当日消印有効

◇結果発表：平成31年1月中旬選考、2月上旬表彰式予定。

◇応募先：

〒783-0011 高知県南国市後免町2-3-1

ハガキでごめんなさい実行委員会事務局(よってこ広場内)

◇問い合わせ：

〒783-0004 高知県南国市大楠甲1623-5 南国市商工会

☎864-3073

※問い合わせは土日・祝・年末年始を除く平日9時～17時まで

あなたの言いそびれた「ごめんなさい」を  
ハガキまたはメールで送ってください。

作品大募集!!

第15回  
ハガキで  
ごめんなさい